

## 榛東村スズメバチ駆除費補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、村民の生命及び財産を守り、安全な生活環境を維持することを目的とし、予算の範囲内において榛東村スズメバチ駆除費補助金を交付することについて、榛東村補助金等交付規則（昭和62年榛東村規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「スズメバチ」とは、ハチ目スズメバチ科に属する昆虫のうち、スズメバチ亜科に属するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、村長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 村内においてスズメバチが営巣している土地若しくは建物の所有者、管理者又は賃借する個人（国、地方公共団体及び事業者を除く。）
- (2) 駆除業者（ハチ等の駆除を業とする業者をいう。）によりスズメバチの巣の駆除を行った者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、駆除に要した費用の2分の1に相当する額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とし、1万円を上限とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、駆除に要した費用の領収書に記載された領収日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日までに、スズメバチ駆除費補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 駆除に要した費用の領収書の原本
- (2) 駆除前と駆除後の状況写真
- (3) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 村長は、前条の規定による交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査するとともに補助金の交付の適否を決定し、スズメバチ駆除費補助金交付決定（不交付）通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、前条の交付決定後に交付するものとする。

(補助金の返還)

第8条 村長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対して、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。